

南木曾町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 25 日

南木曾町長 宮川 正光

南木曾町議会議長 高橋 進

南木曾町教育委員会

南木曾町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき南木曾町長、南木曾町議会議長、南木曾町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、課長会議等で、本計画の策定及び変更並びに本計画に基づく取組の実施状況、数値目標の達成状況の点検及び評価について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【登用関係に課題】

平成 32 年度までに、女性職員を管理的地位にある職員へ 1 名登用する。

【長時間勤務関係課題】

平成 32 年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を、平成 26 年度実績（月 12.4 時間）から 8 割程度縮減し、月 10 時間以下にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応する者から順に掲げている。

【登用関係に課題】

平成 28 年度より、係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材の確保を念頭に置いた人材育成を行う。

【長時間勤務関係課題】

平成 28 年度より、毎週水曜日を定時退庁日であることを周知するとともに、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。

【参考】各項目の把握

女性 職員の採 用割合	職員 の女性割 合	勤続年数の 男女差		超過勤務 の状況 (一人平 均)	管理職 の女性 の割合	各役職段階の女性 の割合			育児 休暇 取得 率	データの 時点
		男性	女性			係長	課長 補佐	課長		
37.5%	41.2%	218.8 ヶ月	214.7 ヶ月	12.3 時間	0%	45%	17%	0%	100%	平成27年 4月現在